

◆共同研究テーマを募集します！◆

(平成31年度共同研究事業計画の募集)

平成30年11月
新潟県工業技術総合研究所

事業計画書受付期間

平成30年11月20日(火)～平成30年12月28日(金)正午 **※必着**

◆お問い合わせ先◆

◆新潟県工業技術総合研究所 企画管理室

〒950-0915 新潟市中央区鏡西1-11-1 TEL 025-247-1301 FAX 025-244-9171

◆ 同 研究開発センター

〒950-0915 新潟市中央区鏡西1-11-1 TEL 025-247-1320 FAX 025-241-5018

◆ 同 下越技術支援センター

〒950-0915 新潟市中央区鏡西1-11-1 TEL 025-244-9168 FAX 025-241-5018

◆ 同 中越技術支援センター

〒940-2127 長岡市新産4-1-14 TEL 0258-46-3700 FAX 0258-46-6900

◆ 同 上越技術支援センター

〒943-0171 上越市大字藤野新田349-2 TEL 025-544-6823 FAX 025-544-3762

◆ 同 県央技術支援センター

〒955-0092 三条市須頃1-17 TEL 0256-32-5271 FAX 0256-35-7228

◆ 同 同 加茂センター

〒959-1313 加茂市幸町2-2-4 TEL 0256-52-0133 FAX 0256-52-9010

◆ 同 素材応用技術支援センター

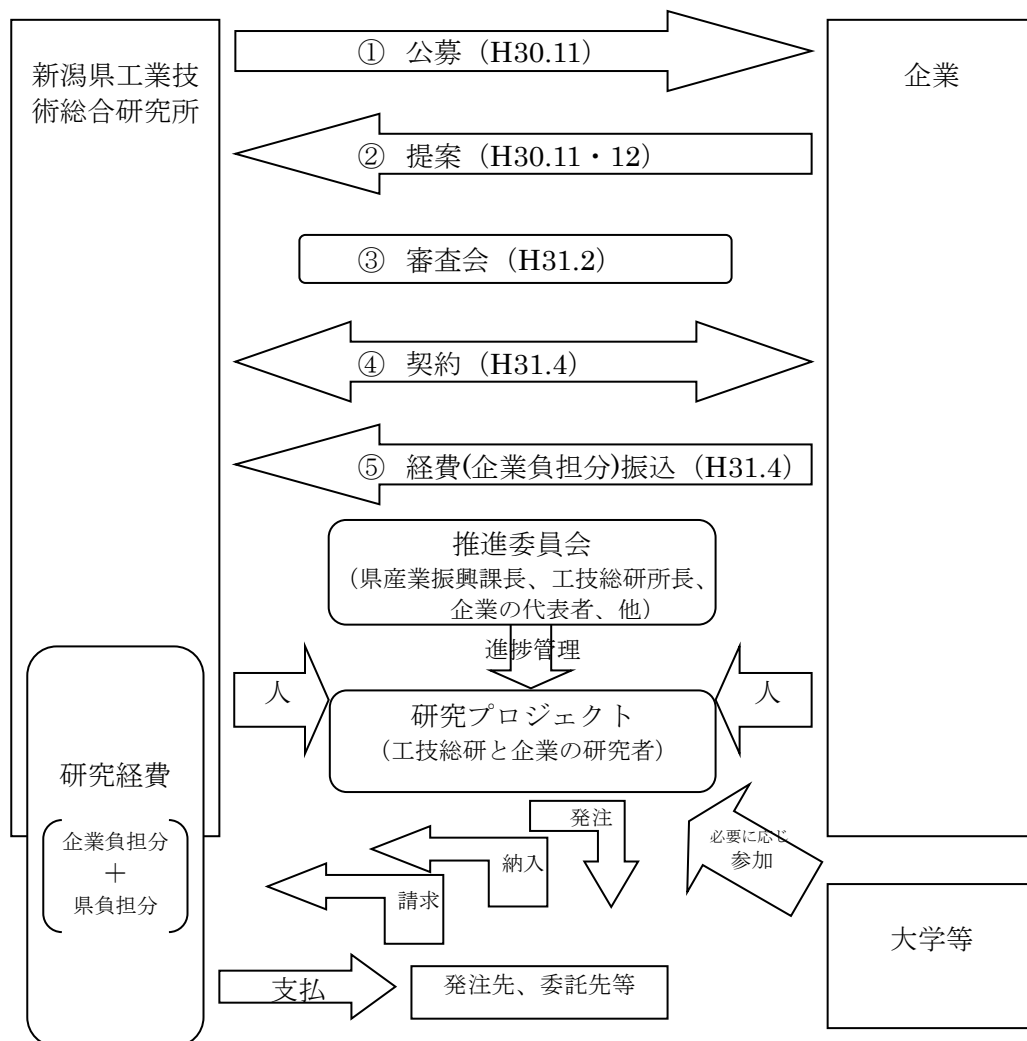
〒954-0052 見附市学校町2-7-13 TEL 0258-62-0115 FAX 0258-63-3586

◆新潟県産業労働観光部 産業振興課技術振興係

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 TEL 025-280-5244 FAX 025-280-5508

◆ 共同研究事業とは？ ◆

◆ 共同研究事業の流れ ◆



1 共同研究事業の概要

県内企業の新製品開発や製品の高付加価値化を促進するために、新潟県工業技術総合研究所と企業又は団体等（以下「企業」という。）が共同研究契約を締結し、工業技術総合研究所の研究者と企業の研究開発担当者等が共同で研究開発を進める事業です。

2 共同研究の募集から研究開始まで

(1) 事業計画書の提出

- ・共同研究を希望する企業は、事業計画書を作成し提出して下さい。
- ・研究期間は原則として1年間ですが、最大で3年間継続して取り組むことができます。但し、年度毎に審査を行うため事業計画書の提出は毎年必要です。

(2) 審査会の開催

- ・審査会の前に、工業技術総合研究所の職員が聞き取り調査に伺います。
- ・審査会は外部有識者も含めて行い、事業説明は原則として聞き取り調査を行った職員が行います。

・審査会では、以下の観点から総合的に評価を行い、テーマを選定します。

- ①ターゲットとする市場のニーズ、研究目標の新規性・先進性、研究期間内の目標設定
- ②企業における現状分析、解決方策としての研究内容および項目
- ③研究スケジュール、研究分担、研究経費
- ④企業の共同研究への参画体制、ポテンシャル
- ⑤事業化・製品化の見通し、開発製品の市場での競争力
- ⑥研究成果の地域経済への波及効果

(3) テーマの決定及び研究の開始

・テーマの最終決定は平成31年3月頃、共同研究契約の締結は平成31年4月を予定しています。

3 研究開発体制

- (1) 工業技術総合研究所の研究者と企業の研究開発担当者等からなる研究プロジェクトを組織して研究開発を実施します。
- (2) 県産業振興課長、工業技術総合研究所長および企業の代表者等からなる共同研究推進委員会を組織し、研究プロジェクトを円滑に推進します。
- (3) 研究開発には、必要に応じて大学の研究者等を参加させることができます。

4 研究経費

(1) 研究経費の負担

・県は、研究に必要な経費のうち、2分の1を超えない範囲の額を負担します。これまでの実績から、上限負担額は350万円*を予定しています。

※平成31年度の県予算の状況、及び採択テーマ数により変わります。

(2) 研究経費の経理

- ・共同研究契約締結後、県が発行する納入通知書に基づき、企業が研究経費（企業負担分）を県に振り込みます。
- ・研究経費（企業負担分＋県負担分）に係る経理事務は、県の規則に基づき、工業技術総合研究所総務課が全て行います。
- ・共同研究終了後、精算し残金があれば負担割合に応じて返戻します。

(3) 対象となる経費

経費区分	経費の内容
備品費	5万円以上の機器、図書等の購入に要する経費
使用料賃借料	機器のリース等に要する経費
原材料費	試作機等の開発に必要な部品、材料等の購入に要する経費
需用費	研究開発に必要な消耗品等の購入に要する経費
委託費	外注加工、大学等への研究委託等に要する経費
報償費	外部指導者等への謝金
旅費	工業技術総合研究所の研究担当者、外部指導者の旅費
負担金	学会、セミナー等への参加費
一般管理費	通信運搬費、事務的経費（総事業費の10%）

- (注) 1 参加企業の研究開発担当者等の人件費は対象外です。
- 2 企業で使用する機器等は、別途企業で用意してください（上記備品費で購入した機器等は県の所有となります）。
- 3 企業の研究者の旅費は原則として企業側でご負担願います。県が負担することも可能ですが、県から企業の研究者に対する旅費の支払いは源泉徴収の対象となり、またその額が5万円を越える場合はマイナンバーの提出が必要となります。
- 4 経費の内容や配分が適切かどうかは、審査の際に考慮されます。適切な経費を計上してください。

5 企業の義務等

(1) 企業の研究開発担当者等の参画

共同研究は、工業技術総合研究所が研究の全てを行うものではありません。企業の研究開発担当者等も研究分担に応じて参画し、共同で研究開発を進めます。

(2) 施設・設備等の使用

共同研究での目的に限り、業務に支障がある場合を除いて、企業の所有する設備等を研究プロジェクトが無償で使用することがあります(県所有の設備等についても同様)。

(3) 企業化状況報告

共同研究の全体計画終了の翌年度から3年間、研究成果の事業化・製品化の状況について、「企業化状況報告書」により報告していただきます。

6 研究成果等の取扱いについて

(1) 研究内容および成果の公表

ア 県又は企業は、共同研究の課題名、研究目的および概要について、相手方の同意無く公表することができます。

イ 県又は企業は、共同研究実施期間中または終了後、原則としてその成果を公表します。ただし、相手方と協議し、その成果の一部を公表しないよう申し入れを受けたときは、その部分を公表しない場合があります。

(2) 産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取扱い

ア 県、企業、その他当該発明等に寄与した者等の間で予め持ち分（原則等分となります）等を定めた上で、共同出願します。

イ 県は、産業財産権等につき、県が承継した権利を企業又は企業の指定する者に限り、優先的に実施させることができます。ただし、実施料を徴収します。又、原則として出願維持に関するすべての費用をご負担いただきます。

ウ 県が、企業又は企業の指定する者以外の者に当該産業財産権等の実施を許諾する場合は、企業の同意が必要となります。なお、許諾した場合の実施料は、持ち分に依りて県と企業に帰属します。

(3) 共同研究で発生した有体財産の取扱い

ア 備品費で購入した機器等は県の所有となります。

イ 原材料費や委託費で製作した試作機等は企業の所有となります。

◆ 事業計画書の提出について ◆

この事業計画の募集は、平成31年度に実施する共同研究テーマを選定する資料とするために行うものです。従って、平成31年度において共同研究を希望する方は、必ず事業計画書を提出してください。

※平成30年度からの継続テーマについても、事業計画書の提出が必要です。

- 1 共同研究を希望する企業は、1社1テーマとして「事業計画書」を作成してください。必要な書式は、新潟県工業技術総合研究所のホームページからダウンロードできます。
【新潟県工業技術総合研究所HP】 <http://www.iri.pref.niigata.jp/>
- 2 「事業計画書」は記載要領を参考にして作成してください。なお、作成にあたっては、最寄りの技術支援センターへご相談することをお勧めいたします。
- 3 補足資料として、事業計画の内容がよくわかるような開発製品の概略図、システム説明図等の資料がありましたら、A4サイズに拡大／縮小の上適宜添付してください。
- 4 事業計画書の提出について
 - (1) 提出書類 ～ 次の書類を各1部提出してください
 - ・ 事業計画書
 - ・ 補足資料（必要に応じて）
 - ・ 暴力団等の排除に関する誓約書
 - (2) 提出先
新潟県工業技術総合研究所企画管理室、または最寄りの技術支援センターへ持参または郵送してください（住所は表紙裏面を参照）。
 - (3) 提出締切
平成30年12月28日（金）正午必着（※厳守）

事業計画書

平成 年 月 日

新潟県工業技術総合研究所長 様

住 所

企 業 名

代表者名

印

下記のとおり、事業計画を提出します。

研究課題名	
目的と目標	[研究の目的・必要性] [研究目標]
現状の課題 と解決方策	[現状の問題点・課題] [研究内容・解決方策]
研究分担	[企業] [工業技術総合研究所] [その他]
事業化と 市場性	[事業化・製品化の予定] [市場性]

経費の概算	<u>総事業費</u> 千円 <u>H31年度研究経費</u> 千円	<u>全体計画期間</u> 年間 (最大3年)
	(内訳) 備品費 使用料賃借料 原材料費 需用費 委託費 報償費 旅費 負担金 一般管理費 <hr/> 合計	
担当者	所属： 役職： 氏名：	TEL： FAX： E-mail：
備考 (その他参考となる事項)		

(注意事項)

暴力団、暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する場合は申請できません。「暴力団等の排除に関する誓約書」を併せて提出してください。

暴力団等の排除に関する誓約書

平成 年 月 日

新潟県工業技術総合研究所長 様

住 所

企 業 名

代表者名

印

私は、新潟県工業技術総合研究所と共同研究契約を締結し、その債務を履行するに際し、次の事項を誓約します。

- 1 自社（受注者が個人である場合にはその者）又は自社の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、契約締結から履行が完了するまでの間、次のいずれにも該当することはありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (7) (3) から (6) に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 1の誓約事項に虚偽の内容があった場合には、新潟県工業技術総合研究所に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権が生じることを認めます。

記入要領

事業計画書

平成 年 月 日

新潟県工業技術総合研究所長 様

住 所

企 業 名

代表者名

印

下記のとおり、事業計画を提出します。

研究課題名	(研究内容を表現する適切かつ簡潔な名称を記載)
目的と目標	[研究の目的・必要性] (提案する共同研究事業の目的・必要性を記載) [研究目標] (研究期間内に達成すべき目標を具体的に記載)
現状の課題と解決方策	[現状の問題点・課題] (本事業に関係する現状を分析し、問題点・課題を具体的に記載) [研究内容・解決方策] (現状の問題点・課題を解決するための方策・研究内容を具体的に記載)
研究分担	[企業] [工業技術総合研究所] (各々の研究分担を具体的に、できれば箇条書きで、記載) [その他]
事業化と市場性	[事業化・製品化の予定] (本事業の成果を事業化・製品化するスケジュールを記載) [市場性] (本事業に関係する市場規模の現在と将来性について記載)

